

国・県・下條村新型コロナウイルス感染症の影響に伴う主な支援

令和2年5月1日 現在

区分	支援施策名等	支援対象	所管	支援内容	窓口	
個人・世帯向け	特別定額給付金	全村民	国	世帯主の申請により10万円/人受給	村 福祉課	
	子育て世帯臨時特別給付金	児童手当受給者	国	子供一人につき 1万円	村 福祉課	
	高等教育就学支援制度	学費等の支援が必要な学生・生徒	国	授業料の減免、給付型奨学金、貸与型奨学金	日本学生支援機構	
	下條村プレミアム商品券追加発行	全村民	村	2割のプレミアム第1弾:4800万円、6/1発行 " 第2弾:4800万円、9/1発行	下條村商工会加盟店	
	小中学校休校対応支援	小中学生	村	休校中の給食費70%補助分5,000円/月を商品券で支給	下條村教育委員会	
	緊急小口資金	休業等で緊急かつ一時的な資金が必要な世帯	県社協	無利子10万円(特殊20万円) 償還期間2年以内(据置1年以内)	村社協又は労働金庫 相談:0120-46-1999	
	総合支援資金	感染症の影響による収入の減少や失業等で生活が困窮し、日常生活の維持が困難な世帯		無利子で月20万円(単身15万円) 緊急小口資金と合わせ最大80万円を貸付 償還期間:10年以内(据置:1年以内)		
	税等 猶予 軽減	国税納付の猶予	感染症の影響で納付が困難な方	国	1年間の猶予 猶予中の延滞税軽減・免除 差押えや換価猶予	飯田税務署0265-22-1165
		地方税納付の猶予	収入が前年同期比概ね20%以上減少	県村	R3.1.31までに納期限が到来する地方税の1年間納付猶予	村 税務会計室
		自動車税等の軽減	R3.3.31までに取得した自家用乗用車	県村	R2.9.30までに取得した自家用乗用車	村 税務会計室
社会保険料等の減免等		感染症の影響で一定程度収入が減少した方々	村	国保・介護・後期高齢者医療保険料の納付猶予及び減免	村 各担当課	
学生	給付	村出身学生への「ふるさとの味お届け作戦」	帰省を自粛している県外学生への現物支給	村	5,500円相当のふるさとの味を届ける。 (半生そば、切り餅、みそ、親田辛味大根、不織布マスク)	村 総務課
事業者向け	持続化給付金	ひと月の売上が前年同月比50%以上減少している資本金10億円未満の中堅、中小法人、個人事業者	国	法人:昨年と比べた売上減少額に応じ上限200万円 個人事業者: " 上限100万円	経済産業省 0570-783-183	
	感染拡大防止協力特別支援	県の休業要請に協力した事業者	県+村	1事業者30万円を給付(県20万円、市町村10万円)	県 産業政策課	
	給付	事業持続化支援金	ひと月の売上が前年同月又は前月比20%以上減少している村内に事業所を有する法人(村内に本社を有さない場合は、資本金1,000万以下)及び住所を有する個人事業者(農業は認定農業者又は認定農業者に準ずる者)	村	1事業者20万円を支援 減少率が50%未満は、決算の状況により上限30万円を追加支援	村 振興課
	雇用調整助成金(コロナ特例措置)	感染症の影響を受け、R2.4~6月の間の休業等に対し、雇用維持等を図る事業主	国	4/1から6/30の緊急対応期間中は、全ての業種の事業主を対象に特例措置として一定の要件を満たす場合は、休業手当全体の助成率を10/10とする。(対象労働者1人1日8,330円が上限)	厚生労働省 コールセンター 0120-60-3999	
	福祉施設等感染対策支援	村内の医療・福祉施設	村	不織布マスクなど感染症予防対策物資の給付支援	村 福祉課	
	貸付	下條村振興資金(特別枠)	直前1か月の売上が前年同月比20%以上減少した、村内に事業所及び住所を有する個人事業者及び村内に事業所を有する法人	村	運転(つなぎ)資金の融資 上限500万円 貸付期間:最長7年(据置1年) 利息等:利息及び保証料は全額村が負担	村 振興課
	税等 猶予 軽減	国税納付の猶予	感染症の影響で納付が困難な方	国	1年間の猶予 猶予中の延滞税軽減・免除 差押えや換価猶予	飯田税務署0265-22-1165
		地方税納付の猶予	収入が前年同期比概ね20%以上減少	県村	R3.1.31までに納期限が到来する地方税の1年間納付猶予	村 税務会計室
		固定資産税の軽減措置	R2.2~10月の任意3ヶ月の売上が前年同期と比べ30%以上減少し、R3.1.31までに税理士、公認会計士等の認定を受け市町村に申告した者	村	令和3年度課税分の償却資産及び事業用家屋の固定資産税を売上高が30~50%未満減少している者は2分1軽減 " 50%以上減少している者は全額軽減	村 税務会計室
	厚生年金保険料等の猶予	厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続を困難にする恐れがあるなど一定の要件に該当する者	日本年金機構	保険料の換価又は納付の猶予 猶予期間中の延滞金の一部免除 (猶予された金額を猶予期間中に分割納付)	飯田年金事務所 0265-22-3641	
幹旋	感染症対策支援	村内に事業所及び住所を有する個人事業者及び村内に事業所を有する法人	村	事業を継続するために必要な不織布マスクなど感染症予防対策物資の幹旋	村 総務課	

 県村共同事業
 村単独事業